

# 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の整備について

2019年10月24日

株式会社大阪取引所

## I. 趣旨

取引参加者が、顧客又は自己の計算により行う取引（以下「自己取引」といいます。）による不公正取引を未然に防止するためには、顧客及び自社の取引形態等に応じた適切な売買管理体制を整備していることが必要です。

大阪取引所では、取引参加者に対しこれまでも不公正取引の防止に関する売買管理体制の整備を求めてきたところですが、昨今の大阪取引所市場においては、取引参加者が自己取引による不公正取引を行い行政処分を受ける事例や、市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の不備により行政処分を受ける事例が発生しています。

こうした状況を踏まえ、取引参加者が不公正取引を防止するために求められる売買管理体制を明確化する観点から、社内規則の制定その他の必要な措置を定めた「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を制定することとします。

## II. 概要

項目	概要	備考
1. 売買管理体制の整備 (1) 社内規則の制定	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者は、本所の市場における市場デリバティブ取引に係る売買管理に関して、以下の事項について規定した社内規則を定めなければならぬこととします。<ol style="list-style-type: none"><li>売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項</li><li>顧客の取引動向及び取引動機等の的確な把握に関する事項</li><li>売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項</li><li>顧客に対して行う売買審査に関する事項</li></ol></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者において、既に左記の内容の社内規則を整備しているのであれば、新たに当該社内規則を定める必要はありません。</li></ul>

	<p>(5) 売買審査の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>(6) その他必要と認められる事項</p>	
(2) 顧客の取引動向及び取引動機等の的確な把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、上記の社内規則に基づき、適宜、モニタリング（顧客の取引商品、取引手法及び取引形態並びに投資意向及び投資経験等に関する調査をいいます。）を行い、顧客の取引動向及び取引動機等の的確な把握に努めるものとします。</li> </ul>	
(3) 売買審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、上記の社内規則に基づき、顧客の取引形態等にかんがみ適切な売買審査を行うものとします。</li> <li>売買審査を行った結果、不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対して注意喚起を行うとともに、改善が見られない場合には注文の受託を停止する等の適切な措置を講ずるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、本規則の制定に合わせて取引参加者宛に通知予定の「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン」を参考として、適切な売買審査を行うものとします。</li> </ul>
(4) 社内記録の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、売買審査の分析結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く）及び顧客への措置について社内記録を作成し、5年間保存することとします。</li> <li>取引参加者はインターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報として本所が定める情報をその定めるところにより、保存しなければならないものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本規則の制定に合わせて「インターネットを利用した顧客の注文に係る情報に関する取扱い」を取引参加者宛に通</li> </ul>

		知予定です。
(5) 社内規則の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者の売買管理担当部門においては、上記の社内規則について役職員に周知・徹底を図るとともに、適宜、実態との整合性を勘案し、必要に応じて見直しを行う等、その実効性を確保することとします。</li> </ul>	
(6) 自己取引に係る管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、自己の計算による取引について、当該取引参加者の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、上記（1）～（5）に定める項目及び本規則の制定に合わせて取引参加者宛に通知予定の「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン」を参考として、適切な措置を講じることにより、売買管理体制を整備するものとします。</li> </ul>

### III. 実施時期（予定）

2020年4月1日から施行します。

以上